時事新報

第千四百二十號
明治十九年十月三十日　土曜日（癸、亥）
舊丙戌十月四日
日出午前六時二十一分　日入午後五時六分
月出午前九時零三分　月入午後七時三十七分
滿潮午前七時十五分　午後七時三十六分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報

愈よ市區改正の必要なるを知る

本年東京府下のコレラ病は其勢頗る猖獗を極め一時流行の盛んなりし頃よは一日の新患者郡區合して殆んど四百名、日本橋區の一區にても百名の數に至らんとせし程の次第にて下町邊繁華の區域は勿論、山ノ手より各郡部地方よ掛け何れもこの流行を免るゝこと能はず流行の始め即ち五月の初旬より昨今に至るまでの患者の總計は一萬千八百餘名の多きに至れりその慘毒の狀は今更申す迄もなき事ながら東京府民が之が爲め直接間接に蒙りたる損害は實に夥しく警視廳及び東京府にて豫防の爲に費したる金額は三十萬圓內外にて爲めに府下本年度の戶數割並に區費は殆んど例年の二倍に及び納稅者の苦情一方ならずといふされどもこの三十萬府外の金額は全く地方稅れ支出に係る部分のみよして府下一般れ商賣營業の上に蒙りたる損失と其他國庫の臨時補助金有志者の義捐金等と合算するときはその高實に非常のものにして蓋し東京府民が本年コレラ病の爲め直接間接に消費したる金額は數百萬圓に上ることならんといふ

昔年の事は暫く措き維新以後コレラ病の我國よ流行したるは明治十年を始めとし其後年々多少れ患者ならざるはなし尤も東京府下に侵入したるは明治十二年十五年及び本年よして是迄の經驗に依れば府下よては凡そ四五年の間よ一回づゝ流行の割合なればその病根の絶滅せざる限りは今後と雖も時々流行を免れざるものと覺悟して以て其豫防法を研究せざるべからず蓋しコレラ病毒の本體如何よ係りては學者中未だ一定の說なきが如しと雖ども兎に角よ傳播流行の性質を有するものたるみとは事理上又實驗上よも疑ひなきものゝ如くなれば假令へ其本體の不分明なるが爲めに豫防の方法も未だ完全確實なるを得ざるべしと雖も現に其流傳の劇しきを見ながら之を捨置くの道理も亦なる可らざれば凡そ我々今日の人智よてなし得る丈けの人事を盡して金錢と勞力とを惜むことなく以てその豫防に從事するは當然の事なるべし

今日一般に行はるゝ說に據ればコレラ病傳播の原因は飲食物の善惡、土地家屋の潔不潔、交通觸接の多少等にありとするもの一如し乃ち下等社會の不良の飲食をなし不潔の家に住ひ往來交通を謹しむ能はざる輩よコレラ患者の多くして之に反する上流の社會に少なきも其一證と見るべしと云ふされば豫防の方法は人々此等の諸事に注意するに在ること勿論なれども淸潔なる飲水を全市に供給し下水を疏通して土地空氣を淸淨になし家屋の制限を設けて貧民を中央市區の外に驅逐し以て不潔の跡を絕ち病毒傳播の機會を少なくする等の事は所謂公共の衛生法にしてコレラ病豫防の爲めには最も肝要なる點なりと云ふべし

然るに今日東京市街の有樣を觀るに飲用水の供給、下水の疏通等の不完全なるは申す迄もなく家屋の制限法なきを以て貧富雜居の有樣にて不潔なる裏店貸長屋は到る處よ軒を接して貧民の巢穴中よ紳士富豪の門を張り大厦高樓の間よ餓鬼の群を成すその外觀の不體裁なるは無論、コレラ流行の際に當りては恰も傳播の媒介物を東京市中に撒布しゐるに同樣にて其間に居を占むる人々はさながら四面よ敵を引受けたると同じく實よ不安心の事にしてこの有樣の長く續かん限りは豫防法も到底十分の效を見ること能はざるべし本年の如きも衛生委員の處置は如何に周到なりしにもせよ又府民が之が爲め費やしゐる金額は如何に巨額なりしにもせよ實際豫防の功能は案外に少なかりし事ならん抑も東京は皇居を始めとして貴顯紳士等歷々の人々何れもその第宅を占むる事なるに斯く年々コレラ病の流行ありて時病勢の盛なりし頃には恐れ多くも聖駕御遷幸の事を議する者さへありたる程の次第よて上下共よ其堵に安んぜざる者と申すべしされば今後東京をしてコレラの來襲を免れしめ上下共に其心を安んぜんとするには前に述べたる如く淸潔なる飲水を供給し下水の方法を改良し貧民の巢穴たる裏店貸長屋を中央市區外に移して市內の不潔の源を絕ち以て嚴密よ豫防法を施行するの一手段あるのみ即ち我輩の宿說たる東京市區改正の事を實行するの外ある可らざるなり蓋し東京市街の有樣にして今日れ觀を存する限りは衛生豫防の方法は如何樣よその手を盡すも此帝都としてコレラの襲擊を免れざるは到底望む可らざることなれ共左ればとて襲擊せらるゝば及ばざるながらも防禦の備を爲し既に本年の防禦費も前記の如く地方稅の支出に係る分のみにて三十萬圓內外これよ他の間接の損失を合算すると是れ數百萬の上に出る事ならんあれば今後毎年もしくは三四年目毎に一回の流行に遭ふときは東京市民が之が爲めに消費すべき金額は終に幾千萬に至るやを知るべからず費用の一點より言ふも早く市區改正を斷行して安心の地位に立つなる智者の事なるべし日本帝國の首府たる地位より見るも又一國商賈の中心たる場所柄より見るも市區の改正は一日も猶豫すべきに非ずその方法順序の如きは我輩の既に幾回か論及しゐる所にして當局者に於ても既に成算のある事ならん我輩は本年惡疫の府下に流行したるよ遇ひ益々改正の必要なるを感じ其事の一日も猶豫すべからざる次第を衛生の一方より聊か一言するのみ

官報

○警察令第二十號
本年八月警察令第十五號古著襤褸輸送ノ禁ヲ解ク
明治十九年十月廿九日　警視總監三島通庸　東京府知事高崎五六

○東京府告示第百二號
大久保避病院本日閉院ス
但殘務ノ儀ハ日本橋區阪本町東京府臨時病院分院ニ於テ取扱ハシム
明治十九年十月二十九日　東京府知事高崎五六

○條約改正會議　我が帝國全權委員及各國全權委員は昨二十八日外務省よ參集し午後二時より第九回の會議を開き同四時十五分一同退散せり次回は來月五日に開く筈なり

○軍艦發着　鳳翔艦は去る二十三日午前八時品海拔錨同日午後二時浦賀に投錨せり

○避病院入院患者數　東京府所管各避病院へ入院虎列剌患者一週表（自十月二十日至同二十六日）左の如し

	十月十九日ヨリ持越患者	入院	治癒	死亡	治療中	患者百分死亡比例
臨時病院	三六	七	一八	六	一九	一三九五
本所避病院	三一	四	一五	一	一九	[illegible]
駒込避病院	三三	—	二二	一	一〇	三〇三
大久保避病院	五	—	三	二	〇	[illegible]
合計	一〇五	一一	五八	一〇	四八	[illegible]

○製糸の近況　九月十一日附を以て在里昂領事館より左の報告あり

本年伊國養蠶ノ景況ニ付キテハ屢報道セシ所ナルカ其ノ收穫ハ客年ニ比スレハ玉繭ノ方ハ多量ナルモ其ノ品質劣惡ナルカ爲ニ製糸高ハ却テ減少スヘシトノヿハ各地ノ報道ニ據リテ既ニ之ヲ知レリ然レ𪜈本年同國ニテ製出スヘキ生糸ノ量數ニ至リテハ確報ヲ得サリシカ此ノ程當府出版ノ蠶糸新報ニ伊國ヨリノ通信トシテ掲載セシモノヲ見ルニ稍々信ヲ置クニ足ル可キモノアリ今左ニ抄譯シテ參考ニ供ス

本年養蠶ノ成果ヲ知ランニハ先ツ客歲中起リタル事項ヲ略記シ以テ本年ニ論及セサル可ラス千八百八十五年ノ收穫ハ養蠶家ニ取リテハ最不利ニシテ製糸家ノ爲ニハ僥倖ナル年ト言ハサル可ラス何トナレハ其ノ玉繭ハ上出來ニシテ市價却リテ下落セシヲ以テ製糸家ニ於テハ多額ノ資本ヲ要セスシテ多量ノ原料ヲ購求スルヿヲ得タレハナリ且右購求ヲナシテ未タ三箇月ヲ經サルニ米國ヨリハ多少ノ注文アリタルニヨリ製糸家ハ此ノ時莫大ノ利ヲ得ヘキ筈ナルニ之ニ反シテ其ノ生糸市場ノ有樣ハ寂寞トシテ不景氣ノ極點ニ達シ糸商ノ困難ハ實ニ見ルニ忍ヒサルノ慘狀ヲ呈シタリ當時伊佛ノ銀行ハ同盟ヲナシテ市場ノ蠶糸ヲ一基四十二法五十仙乃至四十六法五十仙ニテ買込ヲ初メタルヲ以テ市況忽チ非常ノ繁盛ヲ來タシ一基ニ付キ八九法方騰貴セリ然レ𪜈是所謂一時ノ附ケ景氣ニシテ投機ノ姿ヲ免カレサルモノナルヲ以テ市上復解散ニ陷リタリ故ニ製糸家ハ低價ナラテハ玉繭ヲ買入レスト主張シ敢テ顧ミサル場合ニ至リタルニヨリ養蠶家ハ大ニ落膽シ到底將來ノ目的覺束ナシト想像シ間養蠶ノ業ヲ廢セントシ迄ニ斷念セシモノアルニ至レリ右ハ昨年養蠶景況ノ概略ナリ

本年ノ景況ハ四月上旬即桑樹ノ培養方ニ付キテハ農民ノ困難實ニ一方ナラサリシカ先ツ發生好キ方ニテ同月下旬ヨリ五月上旬ニ及ヒ蠶卵野生シテ好況ヲ呈シタル其ノ玉繭ノ收穫少ナカルヘキヤノ說アリシヲ以テ生糸製造家中ニハ購買先約ヲ爲シタル者モ少カラス當初ハ一基三法十仙ノ市價ナリシモ遂ニ四法二十五仙マテニ上進セリ此ニ於テ製糸家ハ其ノ登々騰貴センヿヲ恐レ故ラニ手ヲ引キ玉繭ヲ下落セシメント計リタルモ更ニ其ノ甲斐ナク氣配最強ナリシカ恰モ第三眠及末眠ノ頃ニ至リ氣候俄ニ變シ凶作ニ陷リタリトノ報各地ヨリ達シタルヲ以テ製糸家ハ獨々弱氣ヲ置シ市價ハ益々上昇シピエモン州ニテハ四法乃至四法廿仙マテニ騰貴セリ然ルニ各地方ニ於テ既ニ蠶繭ヲ收穫スルニ當リ其ノ玉繭ノ外形ハ頗ル美ナリト雖之ヲ檢査スルニ其ノ含有スル繭ノ糸量却リテ少ナキヲ發見セリ是ハ雨天引續キノ爲ニ繭中ニ含蓄スル所ノ水分ヲ蒸發スル能ハサルニ因リ蛹大ニ且重ク就中發生ノ力弱ク中ニハ蛹ノ死シタル者モ鮮ナカラス是皆フランシュリー病ニ罹リタルモノニシテ置病ヲ發セシモノハ昨年一昨年ニ比スレハ大ニ減少セリ其ノ原因凡ソ左ノ如シ

（第一）霜十カ霜ノ爲ニ害ラル、ヤヲ其ノ資料ヲ節セシニ桑葉ノ發生殊ニ宜シク之カ爲ニ自然蠶子ノ割合ヨリ多ク餌葉ヲ與ヘタルト且兩露ノタメ濕氣ヲ含ミタルトニ因ルヿ

（第二）天氣不順ニシテ兩露屢々降リシカ爲ニ蠶室ニ空氣閉塞シ之ヲ流通セシムルノ手段ヲ盡サヽリシヿ

蓋本年ノ作ハ或ル地方ニ於テハ收穫多キ處モアルヘケレ𪜈先ツ一般ニ成果惡シキ方ナリ然レ𪜈養蠶家ニ取リテハ客歲ヨリ玉繭ノ市價凡一法若クハ五十仙ノ騰貴ナレハ決シテ不利ト云フヘカラス今茲ニ製糸割合比較ヲ擧ケン二昨年ノ黃色繭即金光寺ハ平均十一基三テ一基ノ生糸ヲ得白色ノ分ハ十四基ニテ一基ヲ得タルヲ以テ其製糸額ハ金光寺凡二百四十四万三千六百三十六基ニシテ白色九十七万四千二百八十五基ナリ又本年ハ金光寺ハ十二基乃至十三基白色ハ十四基乃至十五基半ヲ要スルニ付キ其ノ製糸額ハ金光寺百八十九万二千三百五十二基（但シ十二基半ニ付キ生糸一基ヲ製スル割）ニシテ精白色六十一万四千四百基（但シ十五基ニ付キ生糸一基ヲ製スル割）手リ假ニ右ノ割合ヲ標準トシテ計算スルトキハ本年伊國ニテ產出スル生糸ノ屆數ハ客歲ヨリ凡九十万餘基ヲ減スヘシ伊國已ニ然リ支那モ亦其ノ輸出高ヲ減少スルニ至ラハ歐令ハ佛國ノ產出客歲ト增減ナキモ歐米生糸ノ供給ニ於テ大ナル減縮ヲ生セサルヲ得ス況ンヤ兩國造場西等ノ報知ニ據ルニ多少織物注文ヲ受ケタル處多ク殊ニ細貨蠶ノ經糸ヲ要スル處ナレハ其ノ經緯製造依ノ兆候充分ナリ目下當府ノ生糸商カ將來ニ望ヲ屬シ頗ル强氣ヲ據ルハ是又自然ノ勢ナリ
（以上本年十月二十日九官報）

雜報

○服制改革私議　左の一篇は府下の紳士色川誠一氏の起草に係り現今我國服制の改革せざるべからざる所以を切論し之を斷行するには政府より命令を下し向ふ何箇年を限り日本服を禁ずるの彼の廢刀の令及び日本